

Title	所謂「得意」問題
Sub Title	
Author	岡田, 市治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.6 (1917. 6) ,p.820(114)- 825(119)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170601-0114

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

所謂「得意」問題

岡 田 市 治

個人又は組合の營業を會社組織に變更し、或は是等の營業を既設會社に於て買收するに當り屢ば、逢着する問題は、評價せられたる得意 (Good-will) 勘定の處理を如何になすべきやにあり。即ち得意勘定を貸借對照表中借方の部に記上して、之を會社資産の一項目となさんとするに、會計學理と法律關係との適當なる一致點を發見することの困難事あり。今聊か卑見を開陳して識者の垂教を仰がんとす。

會計學の見地に於て、得意とは、商店たる又工場たるを問はず、一の營業が其の創業以來漸次に獲得せる事實上の取引關係及び聲望

(Reputation) にして、且つ之より發生する所の利益の上に存在する財産上の價值なり。ジョージ・ライル氏は、其の名著 "Accounting of Theory and Practice" に得意とは、商店又は工場の有する取引關係及び聲望に基く金錢價值にして、舊來の顧客が其の取引を繼續するの見込あるに因り、營業所得を評價して賣買し得らるゝものなりと謂へるを見る。要するに得意は、營業の有する商店、商品、有價證券其の他の動産、不動産、債權、債務等より營業に關する一切の權利等の現實財産と離れて、別に、營業が享得し若くは領有し得べき利益に對する金錢價值にして、此利益を讓受くる者は、新たに營業を開始することによりて、收得する利潤に比して、遙かに大なる所得を擧ぐるを得べかるべき豫想の上に立ち、之が價額を査定するにあり。更に之を法律の上より見るも、亦營業財産の一に數へられ、而かも其の位置は頗る重要なものと認

めらるゝものゝ如し、

二

然り而して、商法は營業を以て讓渡行為の目的となすことを得るものとせり。然れども營業なるものは、商業取引の基礎となり、又原動力となる一切の財産的關係を指し、従つて其の包容する財産の性質及び種類の範圍は、極めて廣汎なり。尙、之を以て讓渡の目的となすに際しては、遍く營業の内部に涉り、箇々の財産を調査して全體の査定價額を算出し、之を一個の物として讓渡するにあるべしと雖も、實際は、營業財産中得意を以て主たる成分とし、商店、商品商號等の如きは、從たる成分として取扱はるゝを普通とせり。彼の通俗唱ふる所の「商賣の株を賣る」といふは、即ち得意を讓渡すること、見て大過なかるべし。大商店の資産中得意勘定が重要な部分を占むる一二の例を擧げんに、有名なるローヤル・ペーキング・パウダー會社が其

の同業者と合併契約を締結するに當り、"Royal" の記號に因て得たる得意を評價するに、一千萬弗を査定せり。又ビー・エフ・グードリック會社の營業報告書中に、得意勘定に五千七百七十八萬九千弗を計上せるに比し漸く土地、建物、工場等の諸勘定に一千二百六十七萬九千五百一十弗を評價し、專賣權には僅かに五十八萬三千六百五十弗を見積りせり、而して會社資本金即ち普通株六千萬弗及び優先株三千萬弗に對し得意勘定實に其の六割四分弱に當れるを見たり。蓋し經濟事情を異にせる外國の例を取て、直ちに我が國の場合に當嵌めんとするは、聊か見當違ひならんも將來に於ては、我が國にも、かゝる狀況の發現を逆睹し難しとせず、況んや、最近内外人の經營に係る營業讓渡の場合に巨額の得意價額を抱ひて其の處理に困難を嘗めたる事實あるに於てをや。

三

夫れ然り、得意を以て營業讓渡の主たる財産となし、讓受人が之に對して、相當給付をなし、讓受けたりとせば、若し讓受人が會社なるに於ては、其の貸借對照表中借方の一項目に得意勘定として其の金額を記上し、自己の資産とするは、會計學上當然の措置にして、何等疑義の存する所なし、然るに之を以て合法的にあらずとなし、之を資産項目に表示することを避くるの慣例となれり。惟ふに、得意其の物は、權利にも又義務にもあらずして、單に一の事實的關係に過ぎず、假令讓渡人が從來の得意を利用して、同一の營業をなさず、或は更に進んで、好意的に讓受人に對し得意の關係を益々密接ならしめんため、相當の盡力を行ふことを約し、確實に得意の價值を有效ならしむる諸般の手段を講ずるありと雖も、萬一、會社解散の場合に至り、其の財産を處分するに際し、果して得意勘定が最初の價格を維持するや否、恐らく無價

値の一語句に了らんのみと觀じ來らば、會社資産は會社の債權者を保護する意味に於て有形無形を問はず物件其の物が換價性に富めるものに限るを至當とするの見地より得意勘定を資産の一項目とするを非合法的なりといふに在りと解して可なるに似たり。論者或は謂はん、前提に於て營業讓渡其の物を得意の讓渡なりとするより斯かる窮路に陥るにありと、然れども、營業讓渡には、十中九、必ず得意を包含すること否定すべからざる事實なり、今若し得意を評價しながら、此勘定下に其の價額を記上せず、私かに之を他の家屋、工場等の財産に盛り掛けたりとせんか、所謂、財産の過重評價 (Overvaluation) を行ふものなり、之れ獨り會計學上の原則を無視するのみならず、内會社の投資者を欺き、外債權者の利益を害する行爲にして、其の弊害の及ぶ所決して尠少にして止まらざるなり。之れ尙且忍ぶとするも、同じく會社解散の曉に、盛

り掛けられたる家屋・工場等の處分價額は必ずや桁外れの低位を示し、其の結果無價值の一語句に了らんと觀じらるゝ得意勘定と同一の運命の下に置かるべきにあらずや。

四

依之觀之營業讓受人たる會社が、諸種の財産を包含する營業を包括的一體として權利の獲得をなすに當り、其の箇々の財産に就き部分的に調査し、現實財産に重きを置くか、或は得意價值に重きを置くかは問ふ所にあらざるも、一旦會社の所有となりたる以上は其の貸借對照表の借方の部に得意勘定を記上し、明かに資産の一項目とするを適當の措置なりと信せんと欲するなり。然れども、會計學の知識未だ幼稚にして、正確なる會計處理の經驗に乏しき我が國に在りては、得意價值が其の性質上無法の評價を附し易からしめ、従つて其の間に奸策の乘ずる所となり尙かに私利を謀るの恐あり、故に、得

意の評價に關し一般的標準を指示し、且つ此勘定の取扱方に就き適當なる方針を與ふることを必要とせずんばあるべからず。

五

得意を評價するに、種々の方法ありと雖も、之を數量説と利益説との二種に大別するを得べし。數量説とは、營業利益に關係なく、取引高に對して評價の標準を立つることなり。卑近の例を以てすれば、搾乳業に於て牛乳配達量の數量に依ることあるが如く、此種の方法に従ふ營業は概して特種小規模のものに限らるゝが如し普通には、利益説を採用す。此方法に依るものは次の三點を商量するを要す。

- 一、過去三年若くは五年間の營業純益平均額
 - 二、營業資本金に對する金利
 - 三、營業利益より差引未済の營業主給料其の他の監理費
- 假りに、平均純益金八千圓ありとし、而して元

入資本金に對する金利を年々一千圓とし、又差引未済の監理費(營業主の給料を含む)を年々三千圓とせば、此平均純益金に對し得意價額は四千圓の評價となるなり。又普通に買入年數を協定するを常とす、年數は、營業の種類に従つて差違あり、或は箇々の場合に於て特別の條件を付することあるべしと雖も、一年乃至五年を最も普通とし、時には十年の多きに及ぶことあり而して其の算出法は、假令ば、買入年數を三年とし、前例の評價額を以てせば、四千圓の三倍即ち一萬二千圓となるが如し。以上述ぶる所に依り得意價額の一般的標準を指示したり。

六

更に進んで、得意勘定の取扱方に關し一般的方法針を説いて本稿を結ばんとす。
得意勘定は、明かに収益力を表示するを以て普通に固定資産と見做さるゝを常とす、而して其の収益力は、營業の狀況に由りて、時に消長

あるを免れずと雖も、會計學の意義に於ては、決して之に減價償却を行ふことなく、必ず買入原價を以て貸借對照表の借方に現はし、常に同一の價額に存留せしむべきなり。然れども、之を會社經濟の上より見れば、會社の財産に増加を來たし之を資本化せんとするに當り、貸借の平衡を得せしむるため得意勘定を以て最も便利なる項目として用ふることあり。かくして、得意勘定は、一の屈伸性を帯び來り、容易に之を眞價以上に見積ることを得べしと雖も、其の増加分は一方に課税の目標となり、他方に營業の眞相に關し善良なる出資者を欺瞞することなり又は前述の如く私利を營むものと誤解せらるゝの虞あり、畢竟、一の便利策に過ぎず、決して着實を尊ぶものゝ學ぶべきことにあらざるなり之に反して近世の傾向は得意勘定に減價償却を行ふことは是なり。其の理由とする所によれば、買入の際、一定年數の營業利益に對して支拂い

たる原價は其の期間の變移と共に消盡せらるべきを以てなりとせり。尤も、得意勘定の價額は拂込資本金の一部を表示する資産勘定なれば、よし、之を償却することあるも、損益勘定を経行ふことに依り配當金を抑制するに至るは不適當なり、宜しく資本勘定を以てなすべし。換言すれば、會社が十分の積立金を有する場合に於ては出資者の利益を損せざる範圍に於て此積立金を以て償却を行ふべきなり。要するに、會社經濟の見地より、得意勘定の屈伸性を利用し、適宜其の増減を行ふは妙といはゞ妙ならんも、斯は一の變則として認め得べきも、本稿の論旨を維持するためには、會計學の見地より、當初の買入價格を以て帳簿上の價額とし、常に不變に存在せしむる所の普通の慣習に従ふことを良法なりと信するなり。(五月十五日稿)

有價證券の價格に就て

高城仙次郎

第一節 緒言

公債、社債、株券等の有價證券の主なるものは株式取引所に於て競賣買に附せらるゝ結果として各其市價が普通商品の市價に比して急激に變動することあるが故に、有價證券の價格は他の商品の市價とは異なりたる原則に依りて支配せらるゝものなりと思惟せる者尠からざるが如し。又、總て有價證券の相場は同一の事情の爲めに一齊に騰貴若しくは下落するものなりと信する者多し。されど、此兩見解は多少事實の眞想を曲解せる所なきに非ず。有價證券の市價は日々に變動するのみならず、同日中に於ても往々にして五分乃至一割方騰貴又は下落するこ